

2 食生第 548 号
令和 3 年（2021 年）3 月 29 日

（一社）長野県食品衛生協会理事長 様

長野県健康福祉部長

飲用に適する水の検査について（通知）

食品衛生法施行条例（平成11年長野県条例第51号）第3条で定める公衆衛生上必要な措置において、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第67条第5号に規定する飲用に適する水を使用する場合、その水質について知事が別に定める試験を行うこととしています。

この知事が別に定める試験については、以下のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1 飲用に適する水の試験方法

- (1) 一般飲料水（食品関係業者）水質試験検査の実施内容
別表1のとおり。
- (2) 検査項目（「食品製造用水」）
別表2のとおり。

2 施行期日

令和3年6月1日

3 その他

次に掲げる通知は、2の施行期日に廃止する。

平成12年3月31日付け11食第715号衛生部長通知「食品衛生法施行条例の施行に伴う基準の運用について」

長野県健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係 （課長）吉田 徹也 （担当）高井 剛介 電 話：026-235-7155（直通） F A X：026-232-7288 防災電話：8-231-2658 E-mail：shokusei@pref.nagano.lg.jp
--

別表 1

一般飲料水（食品関係業者）水質試験検査の実施内容

<p>検査頻度</p>	<p>1年以内ごとに1回必須検査項目を実施すること。 5年以内ごとに1回別表2の検査項目を実施すること。</p>
<p>必須検査項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観 ・ 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 定量 ・ 塩素イオン 定量 ・ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 定量 ・ pH値 ・ 一般細菌 ・ 大腸菌群
<p>選択検査項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源付近の環境汚染及び土壌の特質から判断して、別表2から必要と認められた検査項目を選択すること。 ・ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1, 1, 1-トリクロロエタンによる汚染がある場合は、必ずこの項目を選択すること。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規営業開始時にあたっては別表2の検査項目を実施すること。 ・ 別に規格基準の定めがあるものについては、別途必要な検査を実施すること。 ・ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）については、有機物（全有機炭素（TOC）の量、3mg/ℓ以下）に代えてもよい。

別表 2

検査項目（「食品製造用水」）

番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が100 以下
2	大腸菌群	検出されないこと
3	シアン	0.01mg/ℓ以下
4	水銀	0.0005mg/ℓ以下
5	鉛	0.1mg/ℓ以下
6	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
7	カドミウム	0.01mg/ℓ以下
8	ヒ素	0.05mg/ℓ以下
9	フッ素	0.8mg/ℓ以下
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
11	塩素イオン	200mg/ℓ以下
12	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg/ℓ以下
13	銅	1.0mg/ℓ以下
14	鉄	0.3mg/ℓ以下
15	マンガン	0.3mg/ℓ以下
16	亜鉛	1.0mg/ℓ以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下
18	蒸発残留物	500mg/ℓ以下
19	フェノール類	0.005mg/ℓ以下
20	陰イオン界面活性剤	0.5mg/ℓ以下
21	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
22	臭気	異常でないこと
23	味	異常でないこと
24	色度	5 度以下
25	濁度	2 度以下
26	有機リン	0.1 mg/ℓ以下